

## 災害時における神流町と神流町社会福祉協議会の相互支援に関する協定書

神流町(以下「甲」という。)と社会福祉法人神流町社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、災害時における相互協力に関し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、地震、風水害等により、神流町内で大規模な災害が発生した場合において、神流町地域防災計画に基づき、災害時における甲が行う応急対策等に対する甲及び乙の相互協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

### (協力内容)

第3条 甲が、災害発生時に乙に協力を依頼するボランティア活動(以下「活動」という。)の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害時における甲が行う救助・救助活動への協力に関する事項
- (2) 避難所内における避難者の世話・業務の協力に関する事項
- (3) 避難者に対する炊き出し及び救助物資の配分等に関する事項
- (4) その他、災害対策業務全般についての協力に関する事項

### (協力依頼)

第4条 甲及び乙は、神流町内に災害が発生し、次の各号に定める事項について必要が生じた場合は、相互に協力を依頼することができる。

- (1) 乙は、災害時の効果的な活動を推進するため、緊急対応のための活動拠点として災害ボランティアセンター(以下「センター」という。)を設置することができる
- (2) 甲と乙は、連携・協力しながらセンターの設置・運営につき必要な業務を実施する
- (3) 甲は、センターの設置・運営に必要な備品を貸与する
- (4) 被災者の避難先及び被災状況の情報を相互提供する
- (5) その他前各号に定めのない事項で、相互が必要と認めたもの

2 甲が乙にセンターの設置を依頼する場合は、災害ボランティアセンター設置協力依頼書(様式第1号)により、乙に対して、日時、場所、内容等を明らかにして、協力を依頼するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、口頭、電話等で行い、後日、災害ボランティアセンター設置協力依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、センターを設置したときは、災害ボランティアセンター設置報告書(様式第2号)により甲に報告する。

### (協力の実施)

第5条 前条の規定により協力依頼を受けたときは、甲及び乙は、その緊急性に鑑み、可能な範囲においてこれに協力するものとする。

(センターの設置場所)

第6条 センターの設置場所は、乙の所在地を拠点とするものとする。災害の規模により乙の所在地を拠点とした活動が困難な場合には、甲乙協議により選定する。

- 2 著しい被害を受けた地域や物理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。
- 3 前項の他、甲は乙からの要請を受けて設置場所の確保に努めるものとする。

(センターの運営)

第7条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の各関係機関、団体等の協力の下、運営を行うものとする。

- 2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。
- 3 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

(ボランティアの要請・受入れ・派遣等)

第8条 乙は、平常時よりボランティアの研修・講習会等を行い、ボランティアの受入れ、派遣等、非常時に備え態勢づくりを整備するものとする。

- 2 甲は、前項の事項に関し、必要な範囲で支援するものとする。

(関係機関との協力)

第9条 乙は、災害時にどのように活動すべきであるか関係機関と協議し、平常時より最善の方法を検討するものとする。

(防災訓練等への協力)

第10条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、神流町地域防災計画に基づき、甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うとともに、独自及び近隣団体との合同訓練や講習を実施するものとする。

(費用負担)

第11条 乙が甲の依頼により活動の実施にあたって支出した費用のうち、甲が認めたものは、活動終了後、乙の請求により甲が負担するものとする。

(請求及び支払)

第12条 乙は、前条の規定により、費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害補償)

第 13 条 甲の協力依頼に基づいて行った活動により生じた損害の補償は、別に加入する全国町村会総合賠償保険での対応とする。

2 前項に規定する保険の保険料は、甲が負担するものとする。

(報告)

第 14 条 乙は、活動が終了したときは、速やかにその活動状況について災害ボランティアセンター活動状況報告書(様式第 3 号)により甲に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 3 箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに 1 年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第 16 条 この協定の各条項の解釈について協議を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を所有する。

令和 3 年 9 月 1 日

甲 群馬県多野郡神流町万場 90 番地 6

神流町長 田村 利男

乙 群馬県多野郡神流町神ヶ原 430 番地 1

社会福祉法人神流町社会福祉協議会

会 長 新井 勝彦